

本庁舎植栽管理業務委託特記仕様書

1 契約の目的

本業務は、春日部市役所庁舎の植栽管理において、良好な環境の維持かつ美観を保持することを目的とする。

2 件名 本庁舎植栽管理業務委託

3 履行場所

春日部市中央七丁目2番地1

4 履行期間 契約確定日 から 令和9年3月19日 まで

5 業務履行日時

業務履行日時は以下とする。

(1) 業務履行日

- ア) 各樹木の剪定及び樹木消毒の実施時期は、各々適した時期に実施し、樹木等を枯らすことの無いように充分注意すること。
- イ) 苦情等により速やかに業務しなければならない場合もあるため、作業員との連絡ができるよう体制を整えておくものとする。

(2) 業務時間

午前8時30分 から 午後5時15分 までの間

6 業務内容

- (1) 樹木剪定及び消毒にあたっては、本庁舎植栽平面図に記載の高木、低木及び地被類を記載している数量に従い業務を行うこと。

(2) 基本的事項

- ア) 剪定は基本剪定とし、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行うこと。
- イ) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。
- ウ) 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。
- エ) 剪定した枝葉は剪定作業と並行し直ちにまとめ樹木周辺をきれいに清掃すること。

- わ) 剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取ること。
- か) 樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取ること。
- き) 高木剪定は、枯枝や病虫害に侵された枝、生育上不要な枝等は取り除き樹形を整えること。
- く) 樹木消毒は、埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針を参考にすること。
- け) 市が指定する植栽管理アドバイザーを入れて現地にて植栽管理に関する計画を立てること。またその計画に基づき植栽管理を実施すること。

(3) 安全衛生

- ア) 受注者は、業務の実施にあたって安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- イ) 本業務中は、施設利用者、付近の住民及び通行人等に危害・迷惑をかけないよう充分なる注意をはらって作業を行うこと。
- ウ) 剪定及び消毒作業前に予告表示または周知を行い、作業スペースの確保に努めること。

7 発生材の処理

- ア) 収集・積込・搬出は、必ずその日のうちに行うこと。
- イ) 発生した剪定枝等の一般廃棄物の処分先については、原則次のとおりとする。
豊野環境衛生センター 春日部市豊野町三丁目6番地
- ウ) 搬入については、豊野環境衛生センターに確認し、その規定に従うこととする。
- エ) 上記施設で処理できない剪定枝等については、市が事前に協議をした一般廃棄物処理施設へ当該施設が指定する方法により搬入するものとする。
- エ) 出来高管理一覧表（任意書式）を作成し、場所・設計数量・出来形数量・増減をまとめて提出すること。また処分については、計量伝票をまとめ調書（任意書式）にまとめること。

8 実施体制

(1) 業務責任者

- ア) 受注者は、業務責任者を選任し、履行場所に常時配置すること。また、業務責任者が不在となる場合は、その間の連絡体制をあらかじめ発注者に報告すること。

イ) 業務責任者は、業務の履行にあたり受注者の代理として、発注者との連絡調整の任に当たること。

ロ) 業務責任者は、本契約の内容、目的を十分に理解し、業務従事者の指導等を行うこと。

(2) 業務従事者

ア) 受注者は、本業務に必要なかつ十分な数の業務従事者を配置すること。

イ) 業務従事者は、業務開始前までに業務に必要な研修を受け、業務の内容、目的を十分に理解したうえで業務にあたること。

9 経費の負担区分（使用する施設等）

業務の実施に必要な経費は受注者の負担とする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ各項目に定めるとおりとする。

(1) 施設・設備

業務上必要な施設及び設備は発注者の負担とする。

(2) 光熱水費

業務上必要な電気、水道及びガス料金は、発注者の負担とする。

10 報告書類の提出

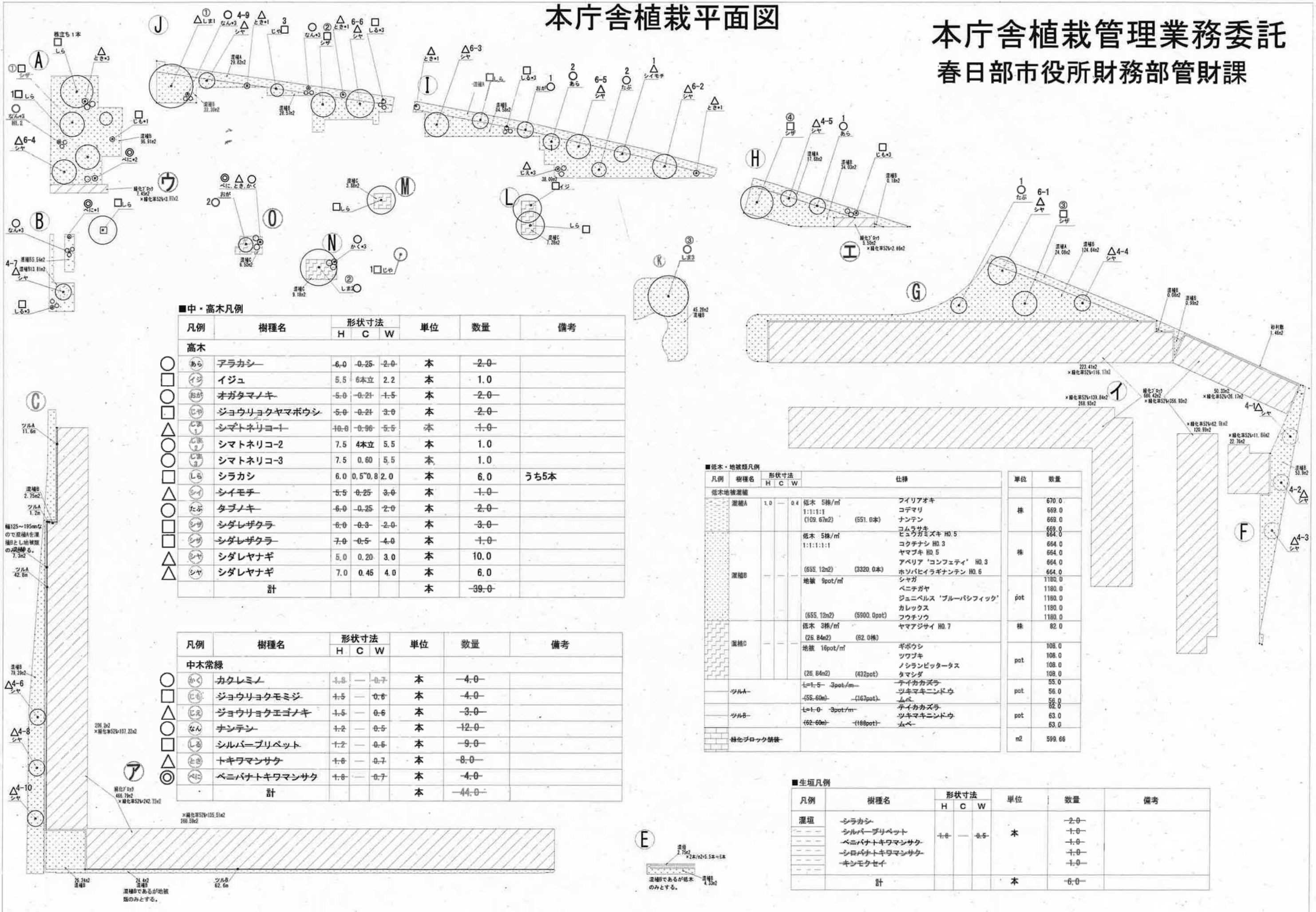
提出書類	提出期限	提出先	様式
業務工程表	契約締結後14日以内	管財課	任意様式
使用薬剤データシート	契約締結後14日以内	管財課	任意様式
出来高管理一覧表	業務完了後速やかに	管財課	任意様式
計量伝票調書	業務完了後速やかに	管財課	任意様式
作業写真	業務完了後速やかに	管財課	任意様式 作業前・中・後 を掲載すること

11 その他

- (1) 豪雨、台風、降雪等の自然災害発生時は樹木の倒木等による被害状況を確認し報告すること。
- (2) 本仕様に定めのない事項については協議して決めるものとする。

本庁舎植栽平面図

本庁舎植栽管理業務委託 春日部市役所財務部管財課



■中・高木凡例

凡例	樹種名	形状寸法			単位	数量	備考		
		H	C	W					
高木									
○	あら	アラカシ	6.0	0.25	2.0	本	2.0		
○	いじ	イジュ	5.5	6本立	2.2	本	1.0		
○	おが	オガタマノキ	5.0	0.21	1.5	本	2.0		
○	じや	ジョウリョクヤマボウシ	5.0	0.21	3.0	本	2.0		
○	しま	シマトネリコ-1	10.0	0.96	5.5	本	1.0		
○	しま	シマトネリコ-2	7.5	4本立	5.5	本	1.0		
○	しま	シマトネリコ-3	7.5	0.60	5.5	本	1.0		
○	しら	シラカシ	6.0	0.5	0.8	2.0	本	6.0	うち5本
○	しや	シイモチ	5.5	0.25	3.0	本	1.0		
○	たぶ	タブノキ	6.0	0.25	2.0	本	2.0		
○	しや	シダレザクラ	6.0	0.3	2.0	本	3.0		
○	しや	シダレザクラ	7.0	0.5	4.0	本	1.0		
○	しや	シダレヤナギ	5.0	0.20	3.0	本	10.0		
○	しや	シダレヤナギ	7.0	0.45	4.0	本	6.0		
計						本	39.0		

凡例	樹種名	形状寸法			単位	数量	備考	
		H	C	W				
中木常緑								
○	か	カクレミノ	1.8	—	0.7	本	4.0	
○	じ	ジョウリョクモミジ	1.5	—	0.6	本	4.0	
○	じ	ジョウリョクエゴノキ	1.5	—	0.6	本	3.0	
○	なん	ナンテン	1.2	—	0.5	本	12.0	
○	し	シルバニアプリベツト	1.2	—	0.6	本	9.0	
○	と	トキワマンサク	1.0	—	0.7	本	8.0	
○	べ	ベニバナトキワマンサク	1.0	—	0.7	本	4.0	
計						本	44.0	

■低木・地被類凡例

凡例	樹種名	形状寸法			仕様	単位	数量
		H	C	W			
低木地被類							
■	灌種A	1.0	—	0.4	低木 5株/m ² 1:1:1:1 (109.67m ²) (551.0本)	株	670.0 669.0 669.0 669.0 664.0 664.0
		—	—	—	低木 5株/m ² 1:1:1:1:1 (655.12m ²) (3320.0本)	株	664.0 664.0 664.0 664.0 664.0
■	灌種B	—	—	—	地被 9pot/m ² (655.12m ²) (5900.0pot)	pot	1180.0 1180.0 1180.0 1180.0 1180.0
		—	—	—	低木 3株/m ² (26.84m ²) (82.0株)	株	82.0
■	灌種D	—	—	—	地被 16pot/m ² (26.84m ²) (432pot)	pot	108.0 108.0 108.0 108.0
		—	—	—	ツルA 7=1.5 3pot/m ² (55.60m ²) (162pot)	pot	55.0 56.0 56.0 56.0
—	—	—	—	ツルB 7=1.0 3pot/m ² (62.60m ²) (188pot)	pot	63.0 63.0	
■	緑化ブロック舗装	—	—	—	—	m ²	599.66

■生垣凡例

凡例	樹種名	形状寸法			単位	数量	備考
		H	C	W			
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
計						本	0.0

